

感染症による登園停止について

ピッコロ保育ルームでは、お子様が感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、医師より別紙の「登園許可証」を記入してもらい、お子様を登園させるようにしてください。

※次の病名のときは、登園を遠慮していただきます。

医師より、「登園許可証」を記入してもらってください。

感染症の区分	病 名	
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ ・麻疹（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・咽頭結膜炎（アデノウイルス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・百日咳 ・風疹（三日はしか） ・水痘（水ぼうそう） ・結核
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・流行性角結膜炎（はやり目） ・腸管出血性大腸菌（O-157、O-26 など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・急性出血性結膜

※次の病名のときは、症状が重いときや発生や流行の動向によって、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。登園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。

感染症の区分	病 名	
第3種 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・マイコプラズマ肺炎 ・とびひ（伝染性膿痂疹） ・RSウイルス 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症胃腸炎 ・ヘルパンギーナ ・伝染性紅斑（リンゴ病） ・みずいぼ（伝染性軟どく腫） ・アタマジラミ

○上記の基準は「学校保健法施行規則」に準じています。